

## 2. 事業の概要と成果

(1) 上位目標の達成度	<p>上位目標：ダダーブ難民キャンプに住む難民の生活環境を改善する。 達成度：約165%</p> <p>(2014年9月10日付け変更報告による規格変更後の計画数500世帯に対し、826世帯に仮設住宅を提供) ダダーブ難民キャンプに住む難民826世帯（1世帯平均4名）、計3,304人に仮設住宅を提供し、生活環境を改善した。</p>
(2) 事業内容	<p>2014年9月10日付け変更報告の通り、申請時に標準規格として採用が見込まれていた改善土ブロックシェルターに代わって、屋根がトタン、枠組みは木材、壁はプラスティックシートを使用する簡易Tシェルターが標準規格として採用されたため、同規格に則った仮設住宅を500戸建設するよう計画内容を変更した。申請時の計画通り事業対象地をイフォ2キャンプに絞って建設を進め、同キャンプで676戸を建設したが、2015年8月31日付け承認の変更申請で事業地にダガハレキャンプを追加し、同キャンプにおいて150戸を建設した。このように両キャンプで合計826戸の仮設住宅を建設し、826世帯に譲渡した。</p> <p>なお、仮設住宅の規格変更に伴い、ブロックの製造・輸送がなくなり、事業は下記の手順の通りに実施された。</p> <p>(ア) 事業実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UNHCR・ホストコミュニティと砂・砂利の採掘場を確認。</li> <li>・当団体現地スタッフから、各現場監督へ仕事内容の指示、必要に応じトレーニングを実施。</li> </ul> <p>(イ) 補益者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UNHCRが作成したリストに基づき、当団体プロジェクト・アシスタントとソーシャルワーカー（調整要員）を用いて、補益候補者の家庭訪問。</li> <li>・より脆弱な世帯（母子家庭、高齢者、障がい者等）を優先して選定し、選定された世帯主と当団体とで覚書を締結。</li> <li>・必要な作業を補益者に依頼。</li> </ul> <p>(ウ) 仮設住宅建設用資材の調達・輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材はケニア国内で調達し、イフォ2キャンプ内の当団体コンパウンドに輸送。</li> <li>・同コンパウンドにて、難民・ホストコミュニティの日雇い労働者による木材の防腐剤漬け作業。</li> <li>・各仮設住宅建設場所まで、主にロバ荷車をホストコミュニティの住民からレンタルして資材を輸送。</li> <li>・資材の積み降ろしには、難民・ホストコミュニティ住民を日雇いで雇用。</li> </ul> <p>(エ) 仮設住宅建設</p> <p>難民・ホストコミュニティ住民からなる1チーム5名の建設チーム</p>

	<p>が下記の工程で建設を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設作業は当団体建設工事監督及びフォアマン（建設現場主任）が監督。</li> <li>・基礎工事（測量・掘削）</li> <li>・壁になる支柱の設置</li> <li>・屋根設置</li> <li>・ドア・窓の設置</li> <li>・壁になるプラスティックシートの設置</li> </ul> <p>（才）譲渡・モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の完成後、譲渡証明書に世帯主の署名を取り付けた上で、仮設住宅を引き渡し。当団体プロジェクト・アシスタントを中心に、ソーシャルワーカー（調整要員）の協力を得て、譲渡後、各仮設住宅を訪問し、モニタリングを実施。</li> </ul>
（3）達成された成果	<p>【期待される成果】達成度 165%</p> <p>目標 500 世帯（2,000人、1世帯平均4人）に対し、826 世帯（3,304人）が仮設住宅で暮らせるようになり、スフィア・スタンダードで定義される最低限の生活空間が獲得された。</p> <p>【成果を測る指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成した仮設住宅の戸数：826戸（165%達成） 確認方法：事業期間中にモニタリングを行い確認した。</li> <li>・使用されている仮設住宅の割合：100% 確認方法：居住者が譲渡証明書に署名した難民自身であることをモニタリングで確認した。</li> </ul> <p>【副次的效果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症や風邪の予防。</li> <li>・害虫からの保護。</li> <li>・十分な空間の確保による精神的安定及び慣習の尊重。</li> </ul>
（4）持続発展性	本事業で建設した仮設住宅は、世帯主である難民に維持管理の責任がある。難民が「仮設住宅は自分の所有物であり、自分で管理するべきものである」という自覚を持つことができるよう促し、建設した仮設住宅が被災者自身の自助努力によって長期的に利用されるよう配慮した。なお、本事業実施に際しては、難民および周辺のホストコミュニティ住人に資材の調達や熟練工の仕事等を委託することで、現地での雇用創出や収入向上に貢献した他、ホストコミュニティとの良好な関係維持に寄与し、今後も同地での支援活動を円滑に継続していくための基盤を強化することができた。